聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２７年３月１９日

聖籠町長　　渡　邊　廣　吉

聖籠町条例第２２号

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例

聖籠町議会委員会条例（昭和６２年聖籠町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。